

ライフジャケット貸出要領

1 目的

県内の環境保全団体や小中学校、高等学校などによる河川・海岸をフィールドにした環境教育やこれらにおける清掃活動が行われる場合に、参加者の安全性の確保を目的として、ライフジャケットの貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

ライフジャケットの貸出しは、大分県生活環境部環境政策課が行う。

3 貸出物品

大人用ライフジャケット 50着
こども用ライフジャケット 80着

4 貸出対象者

県内の環境保全団体や小中学校、高等学校、その他大分県生活環境部環境政策課長の認めるものとする。

5 貸出方法等

- (1) ライフジャケットの貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、ライフジャケット貸出申請書（様式1）及び誓約書（様式2）を貸出機関あて提出するものとする。
- (2) 貸出機関は、(1)による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、貸出希望者に対してライフジャケットを貸し出すものとする。

なお、同一時期に複数の申請があった場合は先着順とする。

 - ア 大分県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - イ ライフジャケットの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - ウ ライフジャケットを営利目的で使用するおそれのあるとき。
 - エ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - オ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号第2条）に定める営業を行う者が使用するとき。
 - キ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同

法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体。

ク その他の貸出機関がライフジャケットの貸出について不適當であると認めるとき。

(3) 貸出を受ける者(以下「借受者」という。)は、貸出機関からライフジャケットを直接受け取ることを原則とする。また、使用後は責任を持って速やかに貸出機関が指定する場所へ返却するものとする。

(4) 貸出に伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。

(5) 返却の際は、ライフジャケット実績報告書(様式3)を提出するものとする。

6 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

7 貸出料

貸出料は、無料とする。

8 損害賠償

借受者の不注意等によりライフジャケットを破損・汚損した場合は、借受者は修繕費等を負担するものとする。

9 貸出機関の責任

ライフジャケットの使用により借受者が受けた被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、貸出機関は一切その責めを負わない。

10 その他

(1) 借受者は、ライフジャケットの使用について別紙の「ライフジャケット使用に関する留意事項」により取り扱わなければならない。

(2) 貸出対象の活動は、県のホームページ等で紹介することがあり、活動写真の提出を求める場合がある。

(3) その他の事項については貸出機関と協議すること。

11 施行期日

この要領は、平成29年 6月 1日から施行する。

この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。

《ライフジャケット使用に関する留意事項》

- 1 借受者は使用者の安全管理に十分な配慮をおこなうこと。
- 2 使用中にライフジャケットが破損した場合は、その使用を取りやめ、速やかに貸出機関あて報告を行うこと。
- 3 使用する際は、安全面に十分に配慮すること。特に、気象警報・注意報の発表時での使用は控えること。
- 4 活動終了後は以下の作業を行うこと。
 - (1) ライフジャケットの汚れを落とし、十分に乾燥させること。
 - (2) ライフジャケットの数を確認した上で返却を行うこと。
- 5 借受者は、ライフジャケットを第三者に転貸してはならない。